

9-2. 教職員の再任用の選考基準等(平成25年4月1日現在)

都道府県 指定都市	1 選考基準等
1 北海道	健康状態や過去3年間の勤務実績、さらには働く意欲などを考慮し選考を行う。 再任用を希望する者は、明らかに職務能力等に問題があると認められる場合を除き、再任用の選考の対象とする。
2 青森県	選考にあたっては、職員の意向を基本としつつ、適性、職務経験、退職時の職位等やその時々々の教職員定数及び任用状況などを総合的に勘案して行うこととする。
3 岩手県	(選考方法)退職前の勤務実績等に基づく書類審査(健康状態、職務に必要な資格免許の確認を含む。)により行うとともに、必要に応じて面接を行う。
4 宮城県	「公立学校教職員の新再任用制度運用方針」に、以下のように規定されている。(一部抜粋) ・対象者 ①県費負担教職員②県立学校教職員③教育委員会事務局又は学校以外の教育機関の職員(過去に県費負担教職員又は県立学校教職員であった者に限る) ・選考及び採用方法 ① 再任用職員の選考は、従前の勤務実績等、再任用職に関する勤務意欲、健康状態及び再任用職として配置可能な職務の有無等を総合的に検討し、決定するものとする。 ② 再任用職員の勤務形態の別、短時間勤務の場合の勤務時間数は、再任用の内定時に通知する。なお、配属先の決定は定期人事異動時に併せて行う。
5 秋田県	(1)退職前直近3年間における勤務成績 (2)退職前に有していた知識、技能、資格等の保持状況 (3)再任用しようとする職に対する意欲及び適性 (4)退職前の経歴等 (5)健康状態
6 山形県	勤務実績及び、提出された書類等(再任用選考申出書、健康状態等申出書)に基づき選考を行う。
7 福島県	下記提出書類、面接、従前の勤務実績等を総合して選考する。 提出書類 1 志願書 2 履歴書 3 免許状の写し又は免許状授与証明書 4 健康診断書
8 茨城県	・対象者:定年退職者、勤務延長により勤務した後退職した者、定年前退職者で勤続25年以上かつ退職日の翌日から起算して5年以内の者 ・採用方法:対象者のうち、公務内で雇用されることを希望する者について、従前の勤務実績等に基づき選考により採用。
9 栃木県	(小中) 教職員評価、異動調書等により選考している。 (県立) 過去の勤務実績及び面接等に基づき選考している。
10 群馬県	特になし
11 埼玉県	在職期間中の勤務状況、面接、健康状態に基づき、総合的に選考する。
12 千葉県	ア 定年退職で勤務成績が良好であった場合 イ 定年以外で退職する方で(ア)(イ)の両方を満たす方が再任希望できる。 (ア)25年以上勤続して退職した方 (イ)当該退職の日の翌日から起算して5年経過する日までの間にある方
13 東京都	—
14 神奈川県	・再任用希望者の能力、意欲、勤務実績及び健康状況について総合的に判断し、選考している。
15 新潟県	・退職前の勤務実績、職務の遂行に必要とされる知識又は技能、職務に対する意欲などの観点から、面接による選考を実施
16 富山県	・再任用を希望する職員から提出された、①選考申込書、②健康診断結果の写し等、③作文などの書類に基づき、健康診断等の結果、勤務実績等を総合的に判断して選考を行う。 必要と認められる場合は、応募者の面接を行う。
17 石川県	特になし
18 福井県	面接結果、勤務実績、健康診断結果等により総合的に判断する
19 山梨県	・再任用を希望する教職員に対しては、別に定めるところにより面接を行うこととする。なお、再任用更新対象者については、再任用の任期更新推薦書・校長意見書をもって面接に代えることとする。 ・再任用を希望する教職員の選考は、前項の面接及び教職員としての勤務実績等を基に、当該再任用に対する意欲、能力等を総合的に判断し行う。 面接の評価基準 面接試験委員は、的確な発問により、 ①受検者の人間性・人格 ②教養 ③教育に対する情熱・意欲 ④職務に対する適性 について検査し、再任用教員としての適格性を総合的に判断し、次の5段階により評価する。0、5点刻みで評価する。
20 長野県	従前の勤務実績、面接、健康診断等に基づき選考する。(働く意欲と能力のある者を選考)
21 岐阜県	・再任用職員の選考は、再任用を希望する教職員の勤務実績等により教育長が行うものとする。(岐阜県公立学校教職員再任用制度実施要綱 第5条)
22 静岡県	・本人の健康状態、履歴事項を確認の上、希望調書の作文及び面接により選考する。
23 愛知県	・本人の再任用希望と校長の推薦書に基づき、選考する。
24 三重県	・勤務実績 ・健康状態(健康診断の結果による/任用年度末までの勤務に支障がないかを確認。) ・その他本人の勤務に対する意欲(本人の提出調書と面接にアテンドによる)
25 滋賀県	・学校長からの勤務実績の報告および再任用に対する学校長の意見、並びに健康診断書により選考している。
26 京都府	・勤務実績: 在職中の勤務実績が良好であること。 ・勤務意欲: 職務を遂行するについて意欲を有すること。 ・心身の状況: 職務を遂行しうる心身の状況にあること。 ・資格・免許、専門的知識等: 法令により必要とされる資格又は免許、専門的知識等を必要とする職務にあっては、当該資格又は免許、専門的知識等を有していること。
27 大阪府	・校長、教頭・首席(主幹教諭)・指導教諭での再任用はしていない。選考は職種毎に行い、原則として書類審査による。これまでの勤務実績、再任用教職員としての勤務意欲、専門的知識等、心身の状況について総合的に判断。
28 兵庫県	「再任用希望調査票」に基づき、本人の意思及び記入事項を再確認し、必要に応じて以下の項目についても確認する。 ・現任校(在職時)等の勤務の状況 ・自己の経験を活かすことができる職務 ・現在及び今後の健康状態(1年間の勤務が可能か否か)
29 奈良県	・面接により、教育実践・教育観・勤務意欲・人間性をみる。
30 和歌山県	・本人の希望に基づき、県立学校においては学校長が、小中学校においては市町村教育委員会が、県教育委員会に推薦する。県教育委員会は推薦された職員の勤務実態に基づき任用する。なお、任用にあたっては、人事主事等が面接を行う場合もある。
31 鳥取県	・従前の勤務実績、健康状況による選考を行う。
32 島根県	・退職前の在職中における勤務成績が良好であること。 ・選考対象職務を遂行する能力・資格があると認められること。 ・退職後も再任用によって引き続き勤務する意欲があること。 ・健康状態が良好で、再任用の職務に堪え得ること。
33 岡山県	・従前の勤務実績及び岡山県教育委員会が実施する面接に基づき選考する。
34 広島県	特になし
35 山口県	・実施要項において、「選考は、提出書類(再任用教職員志願書・再任用教職員健康診断書)、面接、勤務実績及び健康状態等に基づき行う。」として示しており、これに基づいて選考している。
36 徳島県	①定年退職者 ②定年前退職者で次の要件を満たす者 ア 25年以上勤続して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年経過する日までの間にある者 イ アに該当する者として再任用をされたことがある者
37 香川県	【小・中学校】 ○対象者は、平成25年3月31日に定年等退職予定(25年以上勤続して勤奨又は自己都合による退職予定を含む)の市町(学校組合)立小・中学校に勤務する教職員で次の各号のすべてを満たすものとする。 (1)再任用後の勤務について意欲を有すること。 (2)再任用後の勤務が可能な健康状態を維持できること。 (3)勤務実績が良好であること。 ○採用選考は、面接、健康診断及び従前の勤務実績等に基づき行うものとする。 【県立学校】 ○対象者は、次に掲げるとおりとする。 (1)平成25年3月31日に定年退職予定の県立学校に勤務する教職員 (2)平成24年3月31日、平成23年3月31日又は平成22年3月31日に定年退職した者で、平成24年4月1日付けで再任用されている教職員 ただし、(1)、(2)のいずれの場合であっても、次の各号のすべてを満たす者とする。 ①平成25年度における再任用後の勤務について意欲を有すること。 ②平成25年度における再任用後の勤務が可能な健康状態を維持できること。 ③これまでの勤務実績が良好であること。 ○採用選考は、面接、健康診断及び従前の勤務実績等に基づき行うものとする

都道府県 指定都市	1 選考基準等
38 愛媛県	・在職中の勤務実績等に基づく選考
39 高知県	・面接を実施し、勤務成績、健康状況等を基に総合的に判断する。
40 福岡県	・職員の健康診断書、退職前の勤務実績評価、所属長の意見等を参考に、選考により採用する。
41 佐賀県	1 第一次選考 新規申込者について、提出書類を審査し可否を決定する。 2 第二次選考 (1)新規申込者については、提出書類、面接結果及び課題論文を参考に可否を決定する。 (2)更新希望者については、提出書類を審査し可否を決定する。 場合によっては、市町教育委員会や所属長の意見を聴取することもある。 (3)選考は新規申込者と更新希望者を合わせて行う。 3 選考基準 (1)校種別・職種別・担当教科別に、過欠状況をもとにした任用計画に基づき、選考する。 (2)選考に際しては、原則として新規申込者を優先し合格とする。
42 長崎県	・定年前の勤務実績等(退職前の勤務状況、健康状態、面接の実施等)に基づく選考により採用
43 熊本県	1 選考の対象とする者 次の各項目をともに満たす者を選考対象とする。 (1)勤務に耐えられる心身の状況にある者 (2)該当教科・科目、職種に欠員がある者 2 選考の方法 (1)第1次選考 ①評価者評価、②面接、③論文 (2)第2次選考 ①定員管理計画の再任用採用予定数を超えない範囲。なお、再任用短時間勤務2人(勤務時間の合計が週38時間45分)を再任用フルタイム勤務採用予定者1人と換算する。 ②選考に当たっては、面接点及び論文点の合計点数が上位の者から選考する。 ③再任用採用予定者については、次の(ア)、(イ)、(ウ)の順で選考する。 (ア)短時間勤務を第1希望とする者の中で配置可能な学校においてペアが成立する者。 (イ)短時間勤務を第1希望とする者の中で、主幹教諭配置校において配置可能な者。 (ウ)フルタイム勤務を第1希望とする者と、(ア)、(イ)においてペアが成立しない者でフルタイム勤務が可能な者。
44 大分県	・再任用希望者に対して面接を実施し、面接評価、人事評価、健康診断の上、各学校の欠員状況に応じて任用している。
45 宮崎県	・面接内容、勤務実績、健康状態を総合的に検討して、再任用候補者名簿登載者を決定する。
46 鹿児島県	(1)再任用者は、再任用希望者の中から新規採用者数及び欠員状況(中・高の場合は教科ごとの欠員)等を考慮の上、総合的に判断し決定する。 (2)再任用者の決定のための評価に当たっては、健康状況、勤務実績、所有免許状、及び 資格、意欲と能力等を総合的に判断し、決定する。 (3)全県的な配置ができるよう、極端な任地制限等がないか判断し決定する。
47 沖縄県	・面接を実施し、勤務実績、健康状況、各校長所見等を基に総合的に判断する。
48 札幌市	・申込書の提出のあった者について、書類による選考を行う。 「公立学校教育職員の再任用制度運用方針」に基づく
49 仙台市	○接続型再任用 ・対象者は、退職時に県費負担教職員(教育職員に限る。以下同じ。)である者のうち、平成26年3月31日付け定年退職予定者。 ・選考は、従前の勤務実績、健康診断により行う。 ・原則として希望者は任用する。 ・勤務形態は原則として常勤とする。 ○従来型再任用 ・対象者は退職時に県費負担教職員(教育職員に限る。)であり、昭和24年4月2日から昭和29年4月1日までに生まれた者(平成26年3月31日付け定年退職予定を除く。)で、下記のいずれかに該当する者(現に再任用されている者を含む。) (1)定年退職者 (2)25年以上勤務して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者 (3)(2)に該当する者として再任用されたことがある者 ・選考は、従前の勤務実績、面接、小論文(作文)、健康診断により行う。 ・必要に応じて任用する。 ・勤務形態は常勤及び短時間の2種類とする。
50 さいたま市	・在職中の勤務実績(勤務状況)、健康状況の確認、面接の実施等に基づき、総合的に選考する。
51 千葉市	・従前の勤務実績、面接等による選考を行う。
52 川崎市	・再任用希望者の能力、意欲、勤務実績及び健康状況等について総合的に判断し選考する。
53 横浜市	【新規】個人面接、勤務状況、健康状況等とあわせて総合的に判断した上で可否を決定するものとする。 【更新】面接が必要であると判断される者及び拠点校指導教員を希望するものに対し個人面接を実施し、日ごろの勤務態度または健康状況等を総合的に判断した上で可否を決定するものとする。ただし、更新者で拠点校指導教員を希望しない者のうち、日頃の勤務状況等において更新に支障がないと判断される者については、面接を省略することができる。
54 相模原市	・再任用希望者の能力、意欲、勤務実績、志望動機及び健康状況について総合的に判断し、選考している。
55 新潟市	・退職前の勤務実績、職務の遂行に必要とされる知識又は技能、職務に対する意欲などの観点から、面接による選考を実施
56 静岡市	・本人の健康状態、履歴事項を確認の上、希望課書の作文及び面接試験により審査する。
57 浜松市	・本人の健康状態、履歴事項を確認の上、希望課書の作文及び面接試験により審査する。
58 名古屋市	・本人の再任用希望と校長の推薦書等に基づき、選考する。
59 京都市	① 勤務実績 在職中の勤務実績が良好であること。 ② 勤務意欲 職務を遂行するについて意欲を有すること。 ③ 職務遂行能力 職務を遂行するについて十分な能力を有すること。 ④ 心身の状況 職務を遂行しうる心身の状況にあること。 ⑤ 資格・免許等 法令により必要とされている資格又は免許、専門知識等を必要とする職務にあつては、当該資格又は免許、専門知識等を有していること。
60 大阪市	・職種毎に申込者の従前の勤務実績、勤務意欲及び心身の状況等並びに必要なに応じて実施する面接考課の結果を総合的に判断して可否を判定する。 <全校種の管理職について> ・日常の勤務実績 ・教育長面接(個人面接) ・「再任用後の学校経営目標」等についてレポート 上記3項目により選考している。
61 堺市	・従前の勤務実績等に基づく選考。必要に応じて面接を実施し、市教委が可否の判断。
62 神戸市	特になし
63 岡山市	・再任用希望者の能力、意欲、勤務実績、志望動機及び健康状況について総合的に判断し、選考している。
64 広島市	・教職員課長又は調整担当課長は、各提出書類及び退職前の勤務実績に基づき選考を行い、再任用候補者名簿への登載者を決定する。その際、次に該当する者を除く。 ①退職前3年間の勤務成績で、職務執行の状況及び勤務の状況に著しく課題のある者 ②通常の勤務に耐えられないと認められる程度の心身の故障のある者 ③その他、再任用制度の趣旨及び職場秩序維持等の観点から、再任用しないことが適当と認められる者
65 北九州市	・職員の健康診断書、退職前の勤務実績評価、所属長の意見等を参考に、選考により採用する。
66 福岡市	再任用候補者が退職後も学校に勤務し、教育にあたるにふさわしい人物であるかについて、その人柄、識見等の面から総合的に判断する。
67 熊本市	【小学校・中学校】 (1)小論文(60分、配点50点)、個人面接(配点100点)及び従前の勤務実績(配点100点)に基づいて選考する。 (2)短時間勤務について、2人1組とすることができない場合及び主幹教諭配置校に配置されている主幹教諭の担当教科と希望者の担当教科が合致しない場合は、その者に係る任用を行わないこととなる。 (3)養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員又は事務職員が短時間勤務のみを希望した場合で、申込みの状況により2人1組とすることができないことが明らかとなるときは、その者に係る選考は行わないものとする。 【高等学校】 個人面接及び従前の勤務実績等に基づいて選考する。

9-3. 教職員の再任用の募集形態等(平成25年4月1日現在)

都道府県 指定都市	1 校種	2 フルタイムのみ	3 短時間のみ	4 ともに募集
1 北海道	小学校・中学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員
	高等学校			教諭、養護教諭、実習助手、事務職員、技能労務職員
	特別支援学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、技能労務職員
2 青森県	全校種			全職種
3 岩手県	小学校・中学校		教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員	
	高等学校・特別支援学校	教諭、養護教諭、実習教諭、寄宿舎指導員、事務職員、技労職員		
4 宮城県	小学校・中学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、主査、技術主査、主事・技師
	高等学校・特別支援学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、主査、技術主査、主事・技師
5 秋田県	小学校・中学校	事務職員		
6 山形県	小学校・中学校			教諭、養護教諭、事務職員
	高等学校・特別支援学校			教諭、養護教諭、実習教諭、寄宿舎指導員
7 福島県	小学校・中学校	養護教諭、栄養教諭、事務職員、栄養職	事務系職員	教諭
	高等学校・特別支援学校	養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員	事務系職員	教諭
8 茨城県	小学校・中学校	教諭、養護教諭、栄養教諭、学校事務職員、学校栄養職員		
	高等学校・特別支援学校	教諭(特別支援)、養護教諭、実習助手、事務職員、学校栄養職員、寄宿舎指導員、技能労務職員		教諭(高校)
9 栃木県	小学校・中学校			教諭、養護教諭、学校栄養職員、事務職員
	高等学校・特別支援学校			教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、技能労務職員
10 群馬県	募集していない			
11 埼玉県	小学校・中学校	校長、教頭		教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員
	高等学校	養護教諭	教頭	教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、栄養職員、技能職員
	特別支援学校	養護教諭		教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、栄養職員、技能職員
12 千葉県	小学校・中学校	養護教諭、栄養教諭、事務職員、栄養職員		教諭
	高等学校・特別支援学校	養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、栄養職員、学校技能員、調理員、介助員、運転手		教諭、事務職員
13 東京都	小学校・中学校	校長、副校長		主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員・学校栄養職員
	高等学校・特別支援学校			主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員・学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員、その他教育職員(司書、技能職員、看護師)
14 神奈川県	小学校・中学校			教諭、養護教諭及び栄養教諭、学校栄養職員、事務職員
	高等学校・特別支援学校			教諭、養護教諭及び栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員
15 新潟県	小学校・中学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員
	高等学校			教諭、養護教諭
	特別支援学校			教諭、養護教諭、寄宿舎指導員
16 富山県	全校種	校長、教頭	教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員	事務職員、学校栄養職員
	小学校・中学校	養護教諭・事務職員・栄養職員		教諭
17 石川県	小学校・中学校	養護教諭		教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員
	高等学校・特別支援学校	養護教諭		教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員
18 福井県	小学校・中学校	教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、栄養職員		
	高等学校・特別支援学校	教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教諭、実習助手、寄宿舎指導員、栄養職員	技能労務職員、技術吏員	
19 山梨県	小学校・中学校	養護教諭、栄養教諭、主任学校栄養職員、事務主任		教諭
	高等学校・特別支援学校	養護教諭、寄宿舎指導員		教諭、実習助手
20 長野県	小学校・中学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員
	高等学校			教諭、養護教諭、実習助手
	特別支援学校			教諭、養護教諭、事務職員、寄宿舎指導員
21 岐阜県	全校種			校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、学校栄養職員
22 静岡県	小学校・中学校	養護教諭、事務職員、学校栄養職員		教諭
	高等学校			教諭、養護教諭、実習助手、事務職員
	特別支援学校			教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、事務職員
23 愛知県	全校種		教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員	

都道府県 指定都市	1 校種	2 フルタイムのみ	3 短時間のみ	4 ともに募集
24 三重県	小学校・中学校	養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員		教諭
	高等学校	養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学校司書、技術職員		教諭、実習助手、事務職員、現業職員
	特別支援学校	養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学校司書、技術職員		教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、現業職員
25 滋賀県	全校種		校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、栄養教諭、養護教諭、講師、実習教諭、実習助手、寄宿舎指導員等	
26 京都府	全校種		全職種	
27 大阪府	小学校・中学校			教諭・養護教諭・栄養教諭・事務職員・栄養職員
	高等学校		事務職員	教諭・養護教諭・実習助手
	特別支援学校	寄宿舎指導員	事務職員・栄養教諭	教諭・養護教諭・実習助手
28 兵庫県	小学校・中学校			全職種(養護教諭、栄養教諭、事務職員はフルタイム勤務となるよう依頼)
	高等学校・特別支援学校			全職種(養護教諭、実習助手及び特別支援学校の教諭についてフルタイム勤務となるよう依頼)
29 奈良県	全校種			全職種
30 和歌山県	全校種			管理職を除く教職員
31 鳥取県	全校種			教諭、養護教諭、事務職員、実習助手、寄宿舎指導員、介助職員、学校技能主事、学校栄養職員、技術職員(船員)
32 島根県	小学校・中学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員
	高等学校・特別支援学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員
33 岡山県	小学校・中学校			教諭、養護教諭、事務職員、学校栄養職員
	高等学校			教諭、養護教諭、実習助手
	特別支援学校			教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、学校栄養職員(総務課)
34 広島県	全校種			校長、教諭、事務職員、学校栄養職員、実習助手
35 山口県	全校種			教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員、栄養職員、事務職員(県立は短時間の)
36 徳島県	小学校・中学校			教諭、養護教諭、事務職員、学校栄養職員
	高等学校・特別支援学校			教諭、養護教諭、事務職員、学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員
37 香川県	小学校・中学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員
	高等学校・特別支援学校			教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員
38 愛媛県	小学校・中学校		教育職員及び学校事務・学校栄養職員	
	高等学校・特別支援学校		教育職員及び学校事務・学校栄養職員・技能労務職員	
39 高知県	小学校・中学校			校長、教頭、教諭、行政職、学校栄養職員
	高等学校			校長、教頭、事務長、教諭、実習助手、行政職、技能職
	特別支援学校			校長、教頭、事務長、教諭、実習助手、寄宿舎指導員、行政職、技能職、学校栄養職員
40 福岡県	小学校・中学校	養護教諭、栄養教諭、事務職員		教諭
	高等学校	養護教諭、栄養教諭、実習助手、事務職員		教諭
	特別支援学校	養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員、事務職員		教諭
41 佐賀県	小学校・中学校	教諭、養護教諭、学校栄養職員、事務職員		
	高等学校・特別支援学校	教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、事務職員、用務員、介助員、調理員、農場員		
42 長崎県	小学校・中学校	教諭、養護教諭、栄養教諭、副主任学校栄養職員	講師	事務職員
	高等学校・特別支援学校	教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、副主任栄養士、甲板員、機関員、通信員、用務員、介助員、調理員	講師	事務職員
43 熊本県	全校種			教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学校事務(高等学校・特別支援学校のみ実習助手、学校図書館事務職員、技師)
44 大分県	小学校・中学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、学校事務職員、学校栄養職員
	高等学校			教諭、養教、実助、事務職員、学校司書
	特別支援学校			教諭、養教、実助、事務職員、学校司書、寄宿舎指導員、学校栄養職員
45 宮崎県	全校種	教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、主任主事、主任技師、技術員		
46 鹿児島県	小学校・中学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員
	高等学校	栄養教諭、寄宿舎指導員、汽罐員		教諭、養護教諭、実習助手、事務職員、用務員、船舶職員、
	特別支援学校	教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、用務員、船舶職員、汽罐員		
47 沖縄県	全校種	全職種		
48 札幌市	全校種			教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員
49 仙台市	小学校・中学校			教諭、養護教諭、事務職員
	高等学校		教諭、実習助手	
	特別支援学校			教諭、養護教諭、事務職員

都道府県 指定都市	1 校種	2 フルタイムのみ	3 短時間のみ	4 ともに募集
50 さいたま市	小学校・中学校	校長、教頭		教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員
	高等学校			教諭、養護教諭
	特別支援学校	校長、教頭		教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員
51 千葉市	小学校・中学校			教諭、養護教諭、事務職員、栄養教諭、学校栄養職員
	特別支援学校			教諭、養護教諭、事務職員、栄養教諭、学校栄養職員
52 川崎市	小学校・中学校			教諭、養護教諭、学校栄養職員、事務職員
	高等学校	教諭、養護教諭、実習助手		
	特別支援学校			教諭、養護教諭、学校栄養職員、事務職員
53 横浜市	小学校・中学校	校長、教諭(拠点校指導教員以外)、養護教諭、学校栄養職員	教諭(拠点校指導教員のみ)	学校事務職員
	高等学校		教諭、実習助手	
	特別支援学校	校長、教諭(拠点校指導教員以外)、養護教諭、学校栄養職員	教諭(拠点校指導教員のみ)	学校事務職員
54 相模原市	小学校・中学校			教諭、養護教諭、学校栄養職員、事務職
55 新潟市	小学校・中学校	教諭、事務職員		
	特別支援学校	教諭、事務職員		
56 静岡市	小学校・中学校			教諭・養護教諭・事務職員・栄養職員
57 浜松市	小学校・中学校			教諭・養護教諭・事務職員・栄養職員
58 名古屋市	小学校・中学校		教諭、栄養職員	養護教諭、事務職員
	高等学校			教諭、養護教諭、実習助手
59 京都市	特別支援学校		教諭、栄養職員	養護教諭、事務職員
	小学校	養護教諭、事務職員、栄養教諭		教諭
	中学校	養護教諭、事務職員		教諭
	特別支援学校	養護教諭、事務職員、栄養教諭		教諭
60 大阪市	高等学校	養護教諭、事務職員		教諭、実習助手
	幼稚園	園長		
	小学校・中学校	校長、教頭		教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、事務職員
61 堺市	高等学校・特別支援学校	校長、教頭		教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、事務職員
	全校種			校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員 ただし、校長、教頭については、小学校・中学校・特別支援学校のみ
62 神戸市	小学校・中学校	養護教諭、栄養教諭、事務職員		教諭
	特別支援学校	養護教諭、栄養教諭、事務職員		教諭
63 岡山市	小学校・中学校・高等学校			教諭、養護教諭、小学校・中学校事務職員、小学校・中学校学校栄養職員
64 広島市	小学校・中学校	養護教諭、事務職員	教諭	
65 北九州市	小学校、中学校、特別支援学校、高等学校	養護教諭、栄養教諭、事務職員(全ての校種で)		教諭(全ての校種で)
	小学校・中学校			教諭、事務職員、養護教諭、栄養教諭
66 福岡市	高等学校			教諭、事務職員、養護教諭、実習助手
	特別支援学校			教諭、事務職員、養護教諭、栄養教諭
67 熊本市	小学校・中学校			教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員
	高等学校			教諭、養護教諭、実習助手